平成２４年（フ）第２０７５号
札幌市西区西町北２丁目８番12号　クリーン西町101号
債務者　山田　恭子（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６２号
札幌市東区北７条東６丁目２番地14　ウイングコートⅡ102号
債務者　藤澤　由衣
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４７９号
札幌市豊平区月寒西５条10丁目３番31―105号
債務者　山内　孝志
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８６号
札幌市中央区南26条西13丁目１番20―602号
債務者　山浦　朗彦
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６１７号
札幌市白石区栄通７丁目４番10号
債務者　土永　修一
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６７２号
札幌市豊平区平岸８条13丁目２番18―205号
債務者　佐藤　尚征（旧姓坂本・手塚）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７１１号
札幌市北区太平11条５丁目１番17号　マルヨウマンション１階左
債務者　佐藤みゆき（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７３６号
札幌市清田区清田２条１丁目16番24号　星アパート１Ｆ
債務者　山口　芳史
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７４７号
札幌市白石区栄通10丁目８番28号　ＮＡＮＧＯＵ　ＩＳＬＡＮＤ―401号
債務者　片桐　　大
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７５８号
北海道石狩市親船町107番地　本町団地16Ａ―409
債務者　三浦みゆき（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７９５号
札幌市南区澄川４条２丁目８番33―303号
債務者　濱町　京子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８００号
札幌市東区北35条東５丁目２番24号　メゾンN103号
債務者　高橋　康夫
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８１８号
札幌市東区北22条東３丁目３番24号　ソシアルコート22―202号
債務者　鳴海　美織（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８３７号
札幌市豊平区平岸３条16丁目１番27号　ＬＡＶＩＥ105、住民票上の住所札幌市豊平区平岸３条17丁目４番28号　サンハイツ平岸105号
債務者　濱田　英敏
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８４２号
札幌市東区本町２条１丁目15番５号
債務者　福田　厚子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８５５号
札幌市中央区南３条東３丁目18番地６　ジュネス札幌205号
債務者　鶴谷明日美
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８６０号
札幌市中央区北１条東８丁目１番地　335号
債務者　永井　智子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部